

ふくやまデジタルマップの登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市内にある観光、グルメ、土産及び宿泊に係る施設（以下「観光施設等」という。）をふくやまデジタルマップに登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 ふくやまデジタルマップに登録する要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 次のカテゴリーに応じて、それぞれ次の施設（商品を販売する施設にあつては、移動販売、通信販売及び宅配のみを行うものを除く。）に該当すること。

ア 観光

観光旅行者が訪れる歴史、芸術若しくは文化を学ぶ場所、子どもから大人まで楽しめる場所、自然若しくは景観を楽しむ場所又は体を使って様々な経験ができる場所であること。

イ グルメ

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業の許可を受けていること。

ウ 土産

福山市その他広島県又は備後圏域の産品を土産用として販売すること。

エ 宿泊

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の届出をしていること。

(2) 登録を受ける観光施設等において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。

(3) 登録を申請する者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(登録の制限)

第3条 市長は、カテゴリーごとに登録することができる観光施設等の数の上限を定めることができる。

(登録の申請)

第4条 登録を申請しようとする者は、ふくやまデジタルマップ登録申請書兼誓約書に必要書類等を添付し、これを市長に提出するものとする。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による登録の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請に係る登録を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を決定した場合は、当該登録に係る情報をふくやまデジタルマップに掲載するものとする。

(登録者の責務)

第6条 登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、市が実施するふくやまデジタルマップの広報に関する取組に協力しなければならない。

(登録の変更)

第7条 登録者は、ふくやまデジタルマップに掲載した情報に変更が生じた場合は、速やかにふくやまデジタルマップ登録申請書兼誓約書に必要書類等を添付して、これを市長に提出するものとする。

(登録の辞退)

第8条 登録者は、第2条に規定する登録の要件を満たさなくなった場合又は登録の辞退を希望する場合は、ふくやまデジタルマップ登録辞退届出書を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者又は登録した観光施設等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による登録の辞退の届出があったとき。
- (2) 営業等の廃止又は休止をしたとき。
- (3) 第2条に規定する登録の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反する行為が認められたとき。
- (5) その他登録が適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該観光施設等の情報をふくやまデジタルマップから削除するものとする。

(書類の様式)

第10条 第4条のふくやまデジタルマップ登録申請書兼誓約書その他のこの要綱に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふくやまデジタルマップの登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）5月26日から施行する。